

第1回北竜町議会定例会 第1号

令和3年3月9日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 行政執行方針
- 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 7 同意第 1号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 8 同意第 2号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 9 同意第 3号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 10 同意第 4号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 11 議案第 3号 北竜町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 12 議案第 4号 北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 13 議案第 5号 北空知衛生施設組合格約の一部を変更する規約について
- 14 議案第 6号 令和2年度北竜町一般会計補正予算（第14号）について
- 15 議案第 7号 令和2年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 16 議案第 8号 令和2年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- 17 議案第 9号 令和2年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 18 議案第10号 令和2年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 19 議案第11号 令和2年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第6号）について
- 20 議案第12号 令和2年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について
- 21 議案第13号 令和2年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第5号）について
- 22 一般質問
- 23 議案第14号 北竜町地域公共交通計画の策定について
- 24 議案第15号 北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- 25 議案第16号 北竜町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

- 26 議案第17号 非常勤職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について
- 27 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 28 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 29 議案第19号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 30 議案第20号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 31 議案第21号 北竜町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 32 議案第22号 北竜町特別奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 33 議案第23号 北竜町介護保険条例の一部改正について
- 34 議案第24号 北竜町指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 35 議案第25号 北竜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 36 議案第26号 北竜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 37 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（サンフラワーパーク施設）
- 38 議案第28号 令和3年度北竜町一般会計予算について
- 39 議案第29号 令和3年度北竜町国民健康保険特別会計予算について
- 40 議案第30号 令和3年度北竜町立診療所事業特別会計予算について
- 41 議案第31号 令和3年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について
- 42 議案第32号 令和3年度北竜町介護保険特別会計予算について
- 43 議案第33号 令和3年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について
- 44 議案第34号 令和3年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計予算について
- 45 議案第35号 令和3年度北竜町簡易水道事業会計予算について
- 46 閉会中の所管事務調査について
- 47 議員の派遣について

○出席議員（8名）

1 番 中 村 尚 一 君
3 番 北 島 勝 美 君

2 番 尾 崎 圭 子 君
4 番 小 松 正 美 君

5 番 小 坂 一 行 君
7 番 藤 井 雅 仁 君

6 番 松 永 毅 君
8 番 佐々木 康 宏 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	佐 野	豊 君
副 町 長	高 橋 利	昌 君
教 育 長	有 馬 一	志 君
総 務 課 長	続 木 敬	子 君
企画振興課長兼 ひまわりプロジェクト	南 波	肇 君
推 進 室 長		
住 民 課 長	東 海 林 孝	行 君
建 設 課 長	奥 田 正	章 君
産 業 課 長	細 川 直	洋 君
農 業 委 員 会 長	南	秀 幸 君
農 事 務 局 長		
教 育 課 長	井 口 純	一 君
会 計 管 理 者	北 清 広	恵 君
地 域 包 括 支 援	神 藪 早	智 君
セ ン タ ー 長		
永 楽 園 長	森	能 則 君
総 務 課 主 幹	高 橋 克	嘉 君
代 表 監 査 委 員	板 垣 義	一 君
農 業 委 員 会 長	水 谷 茂	樹 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	高 橋	淳 君
書 記	田 畑 晶	子 君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第1回北竜町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番、北島議員及び4番、小松議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの8日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、町の休日と議事の都合により、12日、13日、14日、15日は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、12日、13日、14日、15日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された案件は、諮問1件、同意4件、発議1件、議案33件であります。

本定例会に説明員として、佐野豊町長、高橋利昌副町長、有馬一志教育長、板垣義一代表監査委員、水谷茂樹農業委員会会長、続木敬子総務課長、南波肇企画振興課長兼ひまわりプロジェクト推進室長、東海林孝行住民課長、奥田正章建設課長、細川直洋産業課長、南秀幸農業委員会事務局長、井口純一教育課長、北清広恵会計管理者、森能則永楽園園長、神藪早智地域包括支援センター長、高橋克嘉総務課主幹、それぞれ出席しております。

本会議の書記として、高橋淳局長、田畑晶子書記を配します。

次に、監査委員から、令和２年１１月分から令和３年１月分に関する例月出納検査並びに公の施設の指定管理者監査、財政援助団体等の監査、令和２年度定期監査の結果報告がございました。写しをお手元に配付しております。この際、代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

板垣代表監査委員。

○代表監査委員（板垣義一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今定例会には４件の監査報告書を提出させていただいております。１つ目には、地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づき、毎月必ず実施しなければならない法定監査であり、令和２年１１月分から令和３年１月分に関する例月出納検査結果報告書でございます。例月出納検査につきましては、各月とも検査結果報告書のとおりの計数に誤りがなく、適正に処理されていると認められました。

次に、地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき行った公の施設の指定管理者監査報告書であります。監査の目的、実施施設、監査の方法については報告書に記載のとおりであり、結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。しかし、監査意見に記すとおり一部課題事項が見られたので、指定管理者にあっては所管課との協議により適切な処置を講じ、今後の業務運営に対し万全を期していただきたいと思います。なお、詳細につきましてはお手元の報告書を御覧願います。

次に、３点目ではありますが、地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき行った財政的援助団体等の監査結果報告書であります。北竜町が補助金、交付金、負担金及び貸付金等の財政的援助を行っている全ての団体のうち、あらかじめ提出を求めた財政援助団体等３７団体の資料に基づき、監査委員により３団体を監査実施団体として選定し、監査を行いました。結果、口頭において注意、指導及び改善を行った軽易な事項を除き、それぞれの団体における補助金等に係る事務処理は補助金等の交付の申請から実績報告書まで北竜町補助金等交付規則に従って手続されておりました。町は、これら３団体から提出される実績報告書を適正評価の下、補助金等の交付を適切に判断し、それぞれの団体が目的達成のため事業活動を円滑に促進できるよう育成保護及び奨励を引き続き図られることを期待いたします。

最後に、４点目ではありますが、地方自治法第１９９条第１項及び４項の規定に基づき行った令和２年度定期監査の結果報告書であります。定期監査につきましては、例年１１月下旬に実施しておりましたが、事業途中のものも見受けられ、本年度より２月上旬の実施となったところであります。この監査は、一般会計、特別会計の事務の執行あるいは事業の管理について行われるもので、１ページに記載のとおり１０万円以上の委託業務１７５件の中から１８件を抽出、１０万円以上の補助金等の交付状況では７４件中３件を抽出、また主要工事１００万円以上の工事４８件中２件を抽出、計２３件について監査を行いました。その結果を条例等に違反していたり、契約書に基づかない行いなどと認められた指

摘事項、または指摘事項に該当するものの内容が軽易と認められる指導事項、さらに改善を求める事項が制度等によるものと思われる検討事項の３区分に分けております。その結果、指摘事項１件、指導事項４件、検討事項２件であります。なお、詳細につきましてはお手元の報告書を御覧願います。

以上を申し上げまして、例月出納検査結果報告書、公の施設の指定管理者監査結果報告書、財政的援助団体の監査結果報告書、定期監査結果報告書の４件の補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木康宏君） 次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しの上、ご了承賜りたいと存じます。

次に、総務産業常任委員長から閉会中の所管事務調査の結果報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

北島総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（北島勝美君） 私のほうから閉会中に行われました総務産業常任委員会の報告をいたしたいと思います。

１点目、調査期日、令和２年１２月２２日。

調査事項については、地域公共交通であります。

出席者、議員全員、高橋事務局長、田畑書記。

説明員については、南波企画振興課長、市場企画振興係長であります。

指摘事項についてはありませんでしたが、公共交通、今計画も立てている段階ということで、今後その経過を見守っていくということです。

次に、令和３年１月２２日。

調査事項については、町道及び公共施設等の除排雪状況について。

出席者、議員全員、高橋事務局長、田畑書記。

説明員については、奥田建設課長、太田建設課土木管理係。

指摘事項についてはありませんでした。

続きまして、令和３年２月２２日から２５日ですけれども、調査の内容については令和２年９月１４日に発生した永楽園利用者の転倒事故についての現在までの状況ということで調査をしております。

日程ですけれども、２月２２日に陳情されました藤井さんのほうから聞き取りをしております。令和３年２月２５日に永楽園職員からの聞き取り、そして午後から町理事者、管理者側の聞き取りを行っております。

出席者については、議員６名、高橋事務局長、田畑書記であります。

説明者というか、陳情者の説明に来られたのが藤井寿子氏、その後２月２５日の聞き取りについては説明者、佐野町長、高橋副町長、森永楽園園長、我部山永楽園主幹であります。

調査の結果につきましては、指摘事項となりますけれども、令和２年９月１４日から１

0月22日までの間に看護体制の不備があったということで早急な改善を求めると。2点目につきましては、10月22日の事故発生からの管理者側、理事者側の当事者に対する対応の悪さということで誠意を持った対応を行ってもらいたいということで口頭で町長のほうに伝えております。

続きまして、令和3年3月1日。

調査事項については、財政状況について行っております。

出席者、議員7名、高橋事務局長、田畑書記であります。

説明員については、続木総務課長、高橋総務課主幹、内田財政係長であります。

指摘事項についてはありませんでした。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 第1回定例会における行政報告を申し上げます。

最初に、産業課より令和3年産米の生産目安についてであります。先般北海道農業再生協議会から北竜町農業再生協議会へ生産の目安が示されました。本町に対します生産の目安は調整後、水稻全体のうち主食用うるち米1,656.7ヘクタールで昨年より0.9ヘクタールの減、もち米では110.3ヘクタールで昨年より0.4ヘクタールの減となり、うるち、もち米を合わせた面積換算値は1,767.0ヘクタールで1.3ヘクタールの減と示されました。本町においては、今後北竜町農業再生協議会におきまして各営農組合別配分まで承認をいただき、JAきたそらち北竜支所より各営農組合長を通して各農業者へ生産の目安を示す予定であります。今後も水稻作付面積の維持に努めるよう関係機関と連携を図ってまいります。

次に、企画振興課よりふるさと納税についてであります。ふるさと納税につきましては、3月7日現在、件数で3万6,738件、金額では5億7,082万3,000円のご寄附をいただいているところであり、昨年同期と比較し、約9.4%の増収となっております。このことは、本町のまちづくりに対する期待と返礼品でありますひまわりライス、ひまわりメロンなど本町の特産品に対しまして高い評価をいただいているものと考えております。今後の見込みとしましては、本年度中に5億9,647万円の寄附がなされると見込んでいます。つきましては、ふるさと応援基金寄附金並びに返礼品等の所要額を本定例会に補正予算計上しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお

願ひいたします。

同じく企画振興課より株式会社北竜振興公社の経営状況についてであります。株式会社北竜振興公社の1月末における決算見込みにつきましては、温泉部門はコロナ禍の中、昨年春の道の緊急事態宣言による営業時間の短縮、ゴールデンウィーク中の休館により各部門大幅な人数の減少、売上げ減となりました。夏以降国のGo To トラベルやどうみん割、町が実施いたしました宿泊割引助成などにより回復の兆しが見えましたが、11月以降感染者の増加に伴う道の集中対策期間の度重なる延長などが影響し、各部門大幅な人数の減少、売上げ減となったところであります。みのりっち北竜は、ひまわりまつりの中止やサンフラワーパーク来場者の減少に加え、観光センターへの出店が中止になったことなどにより売上げ減となっております。ココワ部門につきましては、売上げを伸ばすとともに廃棄ロスの削減に努めております。総体的には、営業努力は見られるものの支出超過になる見込みで、本定例会に補正予算を計上しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で行政報告といたします。

○議長（佐々木康宏君） 以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 行政執行方針

○議長（佐々木康宏君） 日程第5、行政執行方針の説明を行います。

町長、教育長の順に行います。

最初に、町長。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 行政執行方針。

はじめに。令和3年北竜町議会第1回定例会の開会に当たり、町行政の執行方針を申し上げますとともに、令和3年度一般会計並びに7特別会計予算案を提案し、議会のご審議をお願いする次第であります。

私は、昨年2月の町長選挙において、3期目の町政を担うこととなってから、早くも1年になろうとしています。

この間、私は引き続き、町の活性化と、誰もがいつまでも住みやすい安心のまちづくりに向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

人口が1,800人を切り、過疎化が一段と進んでいますが、私の信条であります「スピード・行動力・トップセールス」を基本に町民皆様との対話を重視しながら、明るく住みよいまちづくりのため、より一層の努力を惜しまない決意でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、2020年の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい状況となりました。経済は依然としてコロナ前の水準を下回っており、回復は道半ばであります。

昨年12月、政府においては、財政支出40.0兆円、事業規模73.6兆円の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定いたしました。医療提供体制のさらなる強化やワクチン接種体制の整備など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を挙げるとともに、雇用と生活をしっかりと守り、防災・減災、国土強靱化の推進も盛り込んだ総合的な対策となっています。

また、ポストコロナの経済社会に向けては、テレワークの経験により地方移住への関心が高まっています。東京一極集中是正に向け、二地域居住やスマートシティーの実現、ワーケーションをはじめとする新たな働き方とともに、地方においてもデジタル化の推進や5Gのその後を見据えた通信網の高度化、交通、物流分野等におけるデジタル化が推進されております。

しかし、人口減少、少子高齢化問題をはじめ、新型コロナウイルス感染症により地域経済は依然として冷え込んだままであり、財政は引き続き厳しい状況にあります。

本町にあっては、行政のスリム化、効率化を一層徹底し、歳出全般にわたる見直しを行い、基幹産業である農業の振興、保健福祉・医療の充実、文化スポーツの振興等町民参加のまちづくりを積極的に展開してまいりたいと考えております。

本年の予算編成に当たりましては、北竜町総合計画（平成31年度からの10か年計画）の基本計画、中長期財政計画に沿い、事業の優先度、必要性、妥当性について厳しい選択を行い、限られた財源の重点的・効率的な配分を基本に、予算編成を行ったところであります。

本年の事業執行に当たっては、限られた予算の中で町民の負託に応えるべく最大限の努力をしてまいりますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以下、予算に伴う各種施策について申し上げます。

最初に総務課の関係から申し上げます。

令和3年度各会計予算について。

令和3年度の各会計予算につきましては、健全財政を維持し、現状の財政運営を継続するための財源確保に努めながら予算の編成を行ったところであります。

歳入につきましては、普通交付税を13億5,100万円、対前年実績比2.2%減で計上し、臨時財政対策債については57.5%増の6,480万円を計上しました。

また、各種事業の実施により、ふるさと応援基金から1億7,000万円、財源補填として財政調整基金から4,500万円の繰入れを行うこととしております。

建設事業につきましては、「桜岡団地G棟建設工事」並びに、新規就農者等の意欲ある担い手の受入れを行うために「農業研修生住宅建設工事」を実施いたします。

その結果、一般会計外7特別会計の総額では、51億7,140万8,000円で会計ごとに申し上げますと、一般会計37億1,100万円、対前年度対比8.7%増、国保会計3億1,200万円、4.3%減、診療所会計1億130万円、増減なし、後期高齢

会計 3, 860 万円、1. 0%増、介護保険会計 2 億 8, 500 万円、11. 6%減、特老会計 4 億 3, 870 万円、5. 9%減、集排会計 1 億 1, 400 万円、7. 3%増、簡易水道会計 1 億 7, 080 万 8, 000 円、14. 5%減、合計 51 億 7, 140 万 8, 000 円、3. 9%増となったところであります。

防災・消防対策について。

地域の防災力を向上していく上で、自助・共助・公助の取組が大切であり、そのため地域住民が核となった、自主防災組織の設置に向け、防災教育・情報提供を推進いたします。また、防災備蓄品等の購入も計画的に取り組んでまいります。

消防体制については、1 市 4 町による深川地区消防組合の連携強化と効率的な運営に努めてまいります。

本年は、大型水槽車の更新を行い防災力の強化により、災害対応に努めてまいりますとともに、一昨年から実施しております若手団員の大型免許取得助成事業についても継続し、地域の安心と安全を守る団員の育成・確保に取り組んでまいります。

公共施設再配置計画の策定について。

近年、本町中心部における公共施設老朽化が激しく進んでいる状況を踏まえ、令和 3 年度から令和 4 年の 2 か年において、中長期の財政負担の軽減を図るとともに、学校施設整備をはじめとした町中心部における公共施設の集約・再編等を計画的に推進するために、その方針や構想について定める公共施設再配置計画を策定してまいります。

公共施設等総合管理計画の見直しについて。

本町では、平成 28 年度に公共施設等の改修・更新・長寿命化などを計画的に推進するため、公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

今般、国からの各自治体に対して、長期的な視点を持って公共施設マネジメント推進する観点から令和 3 年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うよう要請がなされたことから、令和 3 年度において、令和 2 年度繰越事業であります個別施設計画の策定と併せて総合管理計画の見直しを行い、継続的な取組を実施してまいります。

次に企画振興課の関係について申し上げます。

地域公共交通の整備について。

本年 3 月に策定いたしました「北竜町地域公共交通計画」に基づく事業計画を着実に遂行し、町民の移動手段の確保に取り組んでまいります。

移住定住対策について。

本町の移住定住対策としまして、実施しております各種事業を継続して行い、充実した施策の展開により子育て世代の経済的な負担を軽減し、教育の振興と子育て環境の向上、定住促進に向け努めてまいります。

また、都市部で開催されております移住イベントへ積極的に参加し、移住を検討されている方に本町の魅力を伝えるとともに、空き家を活用したお試し移住住宅を設置し、体験移住者の受入れも積極的に実施してまいります。

本年も引き続き、空き家、空き地情報の収集に努め、空き地の有効活用を図ってまいります。

ふるさと納税について。

全国から寄せられておりますふるさと納税は、本年度、観光産業、教育・子育て、医療福祉の各分野、34事業に活用させていただく予定としております。

返礼品につきましても、好評をいただいているひまわりライスやひまわりメロンはもとより、内容の充実を図り、より多くの寄附が寄せられるように取り組んでまいります。

また、多くの寄附者情報を活用し、メールマガジンにより特産品やイベント・移住定住の情報発信を行い、交流人口の増加に取り組むとともに、ふるさと納税のリピーターの確保に努めてまいります。

地域おこし協力隊並びに集落支援員制度の活用について。

今年度より新たに、観光部門、移住・定住部門、温泉に地域おこし協力隊員の配置を計画しております。

これまでの集落支援員と併せて町の振興にご尽力いただくこととしております。

ひまわり油推進事業について。

ひまわり油推進事業は、これまでの成果を踏まえ、日清オイリオグループに精製を委託しております「燦燦ひまわり油」、「一番搾りひまわり油」の町内での普及増進を図るとともに新たな価値の創造に向け、企業、飲食店等との連携を図ってまいります。また、本年8月1日、2日には第4回全国ひまわりオイルサミットを本町で開催することとしております。

株式会社北竜振興公社について。

株式会社北竜振興公社は、サンフラワーパーク北竜温泉並びに農畜産物直売所みのりっち北竜の指定管理業務及び商業活性化施設ココワの管理運営を行い、町の農業・商業の振興、観光振興、町民の健康増進、さらには雇用の場として町の地域振興に大きな役割を果たしています。

依然として厳しい経営状況にはありますが、営業の強化、サービスの質的改善、経費節減策を進め、利潤・利益追求の職員教育に取り組んでまいります。

本年度も町並びに、公社役職員一丸となって努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について。

国の令和2年度第三次補正予算で地方負担分として配分のあった臨時交付金の有効的な活用に努めます。

次に、住民課の関係について申し上げます。

戸籍・年金・マイナンバー事務について。

戸籍・年金・マイナンバー事務につきましては、個人情報に関わる事務でありますので、プライバシーの保護に留意し、法務局や年金機構、内閣府とも連携し、国の動静を注視し

ながら相談業務やマイナンバーの適正な取扱いと啓蒙に努めてまいります。

廃棄物処理等環境衛生対策について。

一般家庭から排出されるごみは、種類ごとに分別され、ごみステーション等へ持ち込まれ、衛生センター組合に収集されます。

今年度も引き続き、ごみの減量化、適切にごみ出しの周知、不法投棄等、法令遵守の啓発を行い、生活環境の向上を図ってまいります。

防犯・交通安全対策について。

依然として、毎日のように特殊詐欺被害が報道されている中、「詐欺被害防止機器購入助成事業」を継続して実施するとともに、町内に設置されている防犯カメラの適正な管理を通して、より安全・安心な生活を推進してまいります。

交通安全対策については、1月10日に交通死亡事故ゼロ5,000日を達成いたしました。引き続き、関係機関、組織及び町民総ぐるみによる交通安全運動を推進し、この記録がさらに続きますよう、一層取組を進めてまいります。

また、「北竜町高齢者運転免許証自主返納サポート事業」につきましても、さらなる利用促進に向け、普及啓発を推進してまいります。

高齢者支援対策について。

高齢化の進行により、独り暮らしの高齢者の方が増加していますが、いつまでも健康で安心して生活できるように介護予防事業と連携し、社会福祉協議会に委託しております在宅福祉事業を継続して実施してまいります。

さらに、地域の皆様の協力をいただいて運営しております「地域支え合いセンター」につきましても、さらなるご利用がいただけるよう取り組んでまいります。

障がい者支援対策について。

「障がい者総合支援法」に基づき、身体・精神・知的それぞれの障害者手帳を保有されている方が、よりよい生活を送ることができるよう、引き続き医療機関等関係機関と連携し、必要に応じた自立支援給付及び自立支援医療のサービス提供に努めてまいります。

子育て支援対策について。

「子ども・子育て支援計画」の第2期の中での取組として、通年入所児童の基本保育料の全額減免や、高校生までの子供の医療費の無償化について、引き続き実施してまいります。

また、妊娠、出産、養育等、各種子育て支援制度の実施を通して、少子化対策の推進に努めます。

医療対策について。

本町の医療機関である町立診療所及び町立歯科診療所につきましては、町民の健康を守る第一次保健医療機関として、充実に努めてまいります。

町立診療所においては、レントゲンなどの画像と血液検査などの情報を一元管理できる診断ワークステーションの構築や、旭川市とその近郊の病院から、医療情報のやり取りができる「たいせつ安心医療ネット」への加入等、引き続き進めてまいります。

町立歯科診療所においては、引き続き運営費用の助成を通して医療機会の確保に努めます。

国民健康保険事業について。

保険者が北海道に移行されましたが、国民健康保険事業は、町民の健康と生活を支える大切な制度であり、ジェネリック医薬品の利用促進等、医療費の抑制に努め安定的な運営に取り組んでまいります。

なお、各種手続については、従来と変わりなく、役場において対応してまいります。

介護保険事業について。

本年は「第8期北竜町介護保険事業計画」の初年度であります。高齢化の進行に伴い、要介護認定を受けて介護サービスを利用される方が増加しており、介護保険特別会計も逼迫している状況であります。

そのような中でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの推進に努めます。

介護予防対策について。

高齢になっても元気に暮らすことができるように「まると元気アッププログラム体操教室」「コスモスクラブ」をはじめとする介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでまいります。

また、高齢者の方々の交流の場として商業活性化施設ココワ並びに碧水地域支え合いセンターで開催される「たんぽぽクラブ」の周知に努め、閉じ籠もり予防や介護予防に努めてまいります。

健康づくり対策について。

令和2年度から令和11年度までを計画期間として作成しました「第2次北竜町健康づくり計画」につきまして、住民の方々への周知並びに計画の推進に努めます。

また、各種検診に対する助成や健康教育を行い、検診受診率の向上と生活習慣病等の早期発見並びに健康増進に努めます。

さらに、子育て世代包括支援センター事業として、子供に関わる関係者が連携し、妊娠期から切れ目のない支援を行い、子育て不安を抱える親子の育児能力の向上や虐待予防の支援を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策について。

今なお感染の終息が見えない新型コロナウイルス感染症ですが、最新の動向に注視しながら引き続き感染拡大防止の取組を最大限行います。また、ワクチン接種等についても国の動静を踏まえ迅速な対応に努めます。

特別養護老人ホーム北竜町永楽園の運営について。

昨年より新型コロナウイルス感染症の流行に伴い永楽園でも感染予防対策のため、昨年2月より現在においても面会制限を行っており、ご家族様にはご心配をおかけしております。

また、特養入所、短期入所、地域密着型通所介護の各サービスにおいて、感染症予防・拡大予防のためサービス内容を縮小しての運営となっており、ご利用者様には大変ご不便をおかけしております。今後も感染が発生しないよう、集団感染とならないよう予防対策・拡大予防対策に努めてまいります。

なお、本年は平成14年度購入で19年を経過しておりますデイサービス送迎用公用車の更新、平成12年購入で21年経過しております厨房機器の更新を行い、安心安全なサービス提供に努めてまいります。

次に、産業課の関係について申し上げます。

農業の振興について。

昨年は天候にも恵まれ、生育も順調に推移し病害虫の発生も少なく、近年まれに見る大豊作となったところですが、本町の農業を取り巻く環境は依然として高齢化や担い手不足の問題もあり、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、大変厳しい状況下にあります。

本年においても引き続き、国の制度を積極的に活用するとともに、町独自の施策も併せ、基幹産業である農業を支援し、農業振興を推進してまいります。

町の特産品に対しましては、引き続きハウス資材や作付奨励の助成を行い、生産拡大を推進してまいります。

あわせて、「地域特産品開発支援事業」を実施し、町内産の原材料を使用した試作品の開発や、市場調査等、新たな地域の特産品づくりにチャレンジする団体や個人を支援してまいります。

町内産農産物の販路拡大については、本年度についても、国内外に向けたさらなる販路拡大に積極的に取り組んでまいります。

また、近年技術開発が進んでいるスマート農業については、関係機関と連携を図りながら導入や支援に向けての検討・協議を行ってまいります。

農畜産物直売所「みのりっち北竜」について。

オープン10年目を迎える「みのりっち北竜」は、売上げも順調に推移しております。生産者が心を込めて作った新鮮な特産品や加工品を町内外のお客様に提供することにより、安心・安全でおいしい「北竜ブランド」の構築を図ってまいります。

また、混雑緩和対策として、レジカウンターの改修を行い、新型コロナウイルスの感染防止に努めます。

あわせて、今後の独立した管理運営体制について具体的な検討・協議も行なってまいります。

農産物加工実習センター「パルム」について。

多くの加工グループに利用いただいておりますが、年月の経過とともに、施設の老朽化や各備品についても耐用年数を超えてきております。

衛生上の問題もありますので、機器のメンテナンスや整備は計画的な更新を行い、地域

活性化に一翼を担うよう施設の充実に努めてまいります。

農業基盤整備について。

高生産性の確立と経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備と、農業競争力基盤強化特別対策事業（パワーアップ事業）に取り組み、農家費用負担の軽減に努めてまいります。

また、関係機関と連携を図りながら農地の整備とかんがい用水の確保に努めてまいります。

農地流動化対策について。

農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、担い手への農地の集積・集約化に努めます。北海道農業公社等の関係機関と連携し、農地保有合理化事業や機構集積協力金、農地中間管理機構などの制度も活用し農地利用の再編を進めてまいります。

ひまわりバンク育成基金について。

「ひまわりバンク基金」については、本町の担い手育成対策の重要な施策として位置づけ、町と農業者で事業費を負担し実施してまいります。

事業については、より現状に即した内容となるように、ひまわりバンク幹事会や運用委員会で協議してまいります。

担い手対策について。

担い手対策については、集落支援員制度を活用して新規就農推進員を配置して体制の充実を図り、研修メニューの作成やサポート体制づくり、さらに「新農業人フェア」をはじめとする各種イベントへの参加による担い手確保の取組等を指導農業士や農業士、北海道農業公社等関係機関と連携の下一体的に実施してまいります。

一人でも多くの方に本町に来ていただき就農することができるよう、担い手受入れ体制の構築を進めます。また、研修生が安心して研修に取り組むことができる環境整備として、研修生向け住宅を建設いたします。

あわせて、農業後継者対策として結婚相談員とも連携しながら、出会いや交流の場づくりも進めてまいります。

林業の振興について。

森林は、木材の供給はもちろん、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等多面的な役割を果たしております。

森林の整備につきましては、北空知森林組合との連携により、各補助金を活用しながら進め、民有林の活性化に努めてまいります。

また、町有林については水源林整備事務所との契約地について、除伐など保育に係る事業を計画的に推進してまいります。

森林環境譲与税の活用方法について森林組合と連携を図り、森林整備の促進につながる事業を実施してまいります。

鳥獣被害防止対策について。

近年、熊の出没が増えております。幸いにして人的被害はありませんが、本年度においても警察など関係機関と連携を図り、防災無線や看板等で周知し、併せて熊用の箱わなを購入し、被害防止に向けて取り組んでまいります。

また、鹿侵入防止電牧柵の維持管理については、適時、適切に電線の上げ下ろしができるように、また、路線の見直し等関係機関と協議しながら確実に進めてまいります。

鹿やアライグマ対策については、今後も関係団体と連携しながら、一層の駆除体制の強化に努めます。

商工業の振興について。

新型コロナウイルスにより大きな影響を受け、商工業者にとって非常に厳しい状況が続いております。引き続き、商業活性化基本条例に基づく各種支援を商工会等の関係機関と連携し、積極的に活用いただき、商工業の活性化と従業員雇用を促進します。また、新型コロナウイルス緊急経済対策として、町民1人当たり5,000円の地域振興券の発行を行い、地元商店の消費拡大対策を実施し、地域経済の活性化を図ります。

さらに、「行政ポイント」制度を商工会の協力を得ながら実施し、町が行う事業へのさらなる参加の拡大と併せて、町内商店の利用拡大を目指してまいります。

観光の振興について。

北竜町の顔である「ひまわりの里」は毎年、多くの観光客が訪れておりますが、昨年度は新型コロナウイルスの影響により、30年以上続いていたひまわりの作付及び「ひまわりまつり」の中止を余儀なくされました。しかし、この機会をチャンスとして捉え、土壌改良材の投入など畑の土づくりを行い、併せてメインの畑の排水路を埋める工事を実施いたしました。令和3年度は、すばらしいひまわりを咲かせ、感染対策を徹底して「ひまわりまつり」を開催し、多くの方に元気を与えることができるようひまわりの作付を行います。また、新型コロナウイルス感染予防対策として、観光センター出入口への体温計の設置や、3密対策の備品等の整備を行います。あわせて、北竜町の魅力をPRし、多くの方に北竜町を訪れていただきますよう、ひまわり観光誘客促進事業としてPRイベントや物産フェアを実施します。

「ひまわりの里基本計画」については、町民や各団体に丁寧に説明を行い、今後のひまわりの里の整備について町民の皆様のご理解の下進めてまいります。なお、老朽化するひまわりの里展望台の改築に向けて基本設計を行います。

市街地の環境美化、町内各観光施設との総体的な観光客の誘致を図り、観光協会などの関係団体とも連携し、観光振興に努めてまいります。

最後に建設課の関係について申し上げます。

建設事業について。

建設事業につきましては、町民の生活をより快適なものとし、誰もが安心して住み続けることができる環境をつくるため、施設を維持管理していきます。道路、河川、上下水道等の整備、公営住宅建設につきましては要望や町財政状況を勘案しながら取り組んでまい

ります。

主要事業について申し上げます。

道路及び橋梁について。

道路につきましては、安全に配慮した維持管理に努めます。

橋梁は「北竜町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、補修設計及び補修工事を実施いたします。

道路台帳管理では、今回システムを導入し、紙ベースの管理からデジタル化を図ります。

河川について。

河川につきましては、従前の応急工事に加え、災害の予防保全対策として緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業債を活用し、護岸整備や河床掘削の施工及び立木伐採を推進してまいります。

本事業は令和2年度より実施しており、本年度は3河川の護岸整備及び1河川のしゅんせつ工事を行います。

雪対策について。

雪対策につきましては、冬期間の安全かつ円滑な交通確保のため、関係機関や地域住民と連携を図りながら効率的な除排雪を進めてまいります。

また、除雪車両につきましては良好な状態に維持管理し、計画的な更新を行います。本年度においては小型ロータリー及び除雪ドーザーの更新をいたします。

公営住宅について。

公営住宅につきましては、子供からお年寄りまで全ての町民が安心安全で暮らせる良質な住宅ストックの確保のため長寿命化計画に基づき進めてまいります。

本年度は桜岡団地公営住宅G棟平家建て1棟4戸の建設と昭和58年度建設の簡易耐火構造二階建ての公営住宅1棟4戸の解体を行います。

また、令和4、5年度建設予定であります桜岡団地C棟及びD棟の実施設計を行います。

住宅維持管理につきましては、毎年1棟ずつ実施しており、板谷団地の屋上防水及び内部設備改修、和中央団地の屋根塗装等の工事を行います。

農業集落排水事業及び個別排水処理事業について。

農業集落排水事業につきましては、2か所の処理場及び排水管を適切に維持管理してまいります。

個別排水処理事業につきましても、例年同様に適切な維持管理に努めるとともに集合処理のできない地域におきましては、今後も合併処理浄化槽の設置を推進してまいります。

また、公営企業会計移行に向け、昨年、基本方針の策定を実施しており、本年度においては固定資産台帳の整理を行います。

簡易水道事業について。

簡易水道事業につきましては、町民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安心な水の安定供給に努めてまいります。

老朽化による水道配水管の更新は生活基盤近代化事業により実施しており、本年度は和地区の更新を行います。

また、水道管漏水調査についても継続実施し、施設の機能保持と維持管理並びに経費節減に努め、効率的な事業運営を図ってまいります。

以上、令和３年度の行政執行方針といたします。

○議長（佐々木康宏君） １０時４５分まで休憩をいたします。

休憩 午前１０時３５分

再開 午前１０時４３分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き行政執行方針の説明を行います。

教育長。

有馬教育長。

○教育長（有馬一志君） 令和３年度教育行政執行方針を申し上げます。

令和３年北竜町議会第１回定例会に当たり、教育委員会が所管いたします行政の執行につきまして、その主要な方針について申し上げます。

今日の日本は、新型コロナウイルス感染症による影響がどのようになるか全く予想ができない中にありますが、引き続き感染症予防対策に留意しながら、児童生徒の学びや、町民の皆さんが主体的に社会に関わり、生涯にわたって自ら学習し、自己能力を高め、活力ある地域社会をつくり出していくことを重点事項に位置づけ教育執行方針を申し上げます。

学校教育につきましては、新学習指導要領を「学びの地図」として、学校と学校運営協議会など地域社会が連携しながら、子供たちが新しい時代を生き抜くために必要な資質や能力を確実に育むとともに、北竜の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りを持ち、未来に向かって真っすぐに歩むことができる教育を推進することが重要と考えます。

社会教育、社会体育につきましては、全ての町民が幸せを実感できる社会の実現を目標に、「いつでも」「どこでも」「だれにでも」を合い言葉に、町民一人一人が生涯にわたり、主体的に学ぶことができる環境をつくることが重要であります。そのため、町民の主体的な生涯学習活動を支援するとともに、芸術文化活動の促進や文化遺産の保存や活用を図るほか、ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動を推進してまいります。

本町の教育の推進につきましては、「北竜町総合計画」や「第６次北竜町社会教育中期計画」及び「各学校計画」に基づき、町行政とも密接な連携を図りながら、教育行政を執行する考えであります。

以下、具体的な推進方策を学校教育と社会教育・社会体育分野に分け重点方針を申し上げます。

1. 学校教育分野についてであります。

子供たちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスの取れた「生きる力」の育成を図るとともに、学校教育の充実を図るためのマネジメントや多様化する教育内容に対応するため、教育環境の充実や、教職員が子供たちに向き合う時間の確保が重要であります。

そのため、特に重視したいことを3点申し上げます。

1点目「次代を担う子どもたちの資質・能力の向上」であります。

令和3年度は、中学校で全面実施となる新学習指導要領へのスムーズな移行を継続してまいります。

また、子供たちの学力向上に向け、全国学力・学習状況調査や各学力テストなどのさらなる活用と分析を図るとともに、教員の指導力向上のため、北竜町教育振興会の充実を図り、学習の質を引き続き高めてまいります。

特に、英語教育につきましては、英語指導助手を引き続き配置するとともに、小学校への英語教員の配置や公設英語塾も引き続き開設いたします。

さらに英検の受験助成や、優秀な生徒には語学留学助成事業も継続し、併せて漢検の助成も引き続き実施します。

また、小学校と中学校の隔たりをなくし、9年間で子供を育てることを理念に、中学校の教員が小学校へ乗り入れて授業を手伝ったり「いじめ根絶集会」などの行事も小・中合同で行うなど、小中連携を深め、交流や学力等の定着へ向けた教育課程の充実に努めてまいります。

ひまわりの里など、地域の教育資源等も活用し、「ふるさと北竜」への愛着や誇りを深める学習も進めてまいります。

2点目「学習環境の整備」であります。

学習環境の充実を図るため、老朽化が進む学校施設や設備の計画的な修繕を実施するとともに、子供たち一人一人に合った学習環境の提供や、GIGAスクール構想による1人1台の端末機器の活用と機器を使った授業の充実を図ってまいります。

学習活動をサポートする学習支援員や特別支援教育支援員の配置を継続し、併せて複式学級の担任の負担の軽減や学習内容を充実させるために町費による臨時教員を雇用いたします。

また、中学校の各学期定期テスト期間を小学校でも家庭学習に力を入れる期間とし、家庭学習を推進してまいります。

さらに、中学校の修学旅行では、コロナ禍の影響がなければ、本年度より行き先を関東方面から沖縄に変更し、ひまわりライスの販売体験を通じ郷土愛を育み、さらに戦争等についても学習し、平和の尊さと平和を愛する心を育みます。

教職員が子供たちと向き合う時間の確保に向け、「学校における働き方改革を推進するためのアクションプラン」や「北竜町部活動の在り方に関する方針」に加え、道の事業で

ありますスクールサポート事業により、宿題の採点や放課後の教室等の消毒をパート職員で行うなど、教職員の業務改善に取り組んでまいります。

また、通学路の安全対策として、「通学路安全推進会議」や「見守りサポーター」の方々による安全確保にも引き続き努めます。

その他、「小中学校のトイレの洋式化工事」や保護者の負担軽減を図るため「入学祝い金事業」や「修学旅行費助成金交付事業」、「給食費無償化」及び「奨学資金制度（コロナ禍による追加資金制度含）」なども引き続き実施するとともに、教職員の服務規律についても、学校管理者と密接に連携しながら指導監督を行ってまいります。

3点目「優しい心と強い体を育む教育」であります。

人を思いやる心や感動する心などの豊かな心を育むことができるよう、「道徳」授業の充実に努めるとともに、「夢の教室」などを通して体験的な学習や学校図書室や中学校で実施している「朝読書」などの活動を推進し、豊かな感性や創造性を育てまいります。

また、「早寝・早起き・朝ごはん運動」など望ましい生活習慣の定着を進め、学校における「体育」授業の充実や部活動、少年団活動などを通して体力の向上や運動習慣化を推進してまいります。

さらに、フッ化物洗口も小・中学校で継続実施し、歯の健康の維持に努めるとともに「がん教育」や「赤ちゃんふれあい教室」なども町保健師の協力をいただきながら実施してまいります。

最後に、給食業務につきましては、北空知圏学校給食組合が本年度より調理業務を外部委託することになりますが、引き続き地場産食材を取り入れた、安全安心な完全給食を実施するとともに、食育の推進、アレルギー事故防止に努めてまいります。

2. 社会教育・社会体育分野についてであります。

第6次北竜町社会教育中期計画を基に、町民が生涯にわたり、心豊かに生きがいのある生活を送るためには、学びと、自身が活躍できる環境を整えていくことが大切であり、町民一人一人がそれぞれの分野で個性や能力を発揮し、その成果を生かせる環境づくりが必要です。

また、文化連盟関係団体や体育協会関係団体などの支援や育成にも努めてまいります。

そのため特に重視したいことを5点申し上げます。

1点目「学びの機会の提供」であります。

幼児期から高齢期に至るまで、町民一人一人が生涯にわたって生きがいのある豊かな生活を送るためには、一貫した学びの機会を提供することが重要であります。

幼児期には、「キッズエアロビクス教室」や「水泳・スキー教室」学童期には、「世代間交流事業」や「芸術・文化の旅」青壮年期には「家庭教育学級」や「全町女性レクリエーション大会」高齢期には「ひまわり大学」などの各事業に加え、全世代にわたり、趣味や教養を高める「公民館講座」を継続するほか、隔年で実施しております「文化講演会」など多様な学びの機会の提供を図ってまいります。

2 点目「生涯スポーツの振興」であります。

町民誰もがスポーツに親しみ、心身とも健康で過ごせるよう、スポーツ推進委員や体育協会などとも連携し、各種大会や事業を開催または協力をしてまいります。

特に冬の高齢者のスポーツ種目の推進など、町民が気軽にスポーツに取り組むことができる機会の拡充を図ります。

また、スポーツ施設の計画的な整備を進めるとともに、町営スキー場のリフトの老朽化による大規模改修やパークゴルフ場散水設備工事なども行ってまいります。

3 点目「図書館の活用」であります。

多様化する町民の学習意欲や読書意欲に対応するため、ニーズを把握した図書の充実を図るとともに、児童用書架並びに大型絵本や視聴覚資料の購入などを実施します。

また、7 か月を迎えた乳幼児を対象とした「ブックスタート事業」により、小さな頃から家庭でも読書習慣を身につける事業も継続して行ってまいります。

引き続き、図書館に司書を配置し「読み聞かせ教室」「リサイクル市」などの事業も継続してまいります。

さらに、道立図書館や近隣4 町の図書館及び学校図書室による連携も図り、多くの町民の皆さんに利用してもらえる施設として充実を図ってまいります。

4 点目「文化・芸術活動の推進」であります。

本町にある貴重な文化財を保護・継承するため、郷土資料館の維持に努めてまいります。

また、真竜獅子舞保存会の支援を継続して行い、文化連盟やサークル活動を支援するとともに、連携して「町民文化祭」を開催いたします。

芸術鑑賞事業では、「芸術の旅」を新たに「芸術・文化の旅」と改名して開催し、優れた芸術や文化に触れる機会を提供してまいります。

5 点目「青少年の健全育成の推進」であります。

次代を担う青少年の健全育成は、家庭・地域・学校が相互に協力しながら、社会全体で行うことが大切です。各関係団体の協力をいただきながら、健やかな育成を推進してまいります。

また、子供たちが、自ら積極的に地域社会に参画できるよう、北空知広域事業であります「シニアリーダー研修」や「フォローアップ研修」への派遣や「子ども会リーダーキャンプ」などリーダー養成・研修事業や、保護者を対象とした「家庭教育学級」などの事業を推進し地域全体で子供を育む環境を整えてまいります。

結びに、令和3 年度に向けた教育長並びに教育委員4 名の決意の一端を申し述べます。

私たちは、子供たちをはじめ、町民一人一人が生涯にわたって健康で主体的に学び続け、ふるさと北竜への愛着や誇りを持ちながら、未来のつくり手となる人材の育成を目指し、町民と共にその総意に基づく北竜町の教育を推進いたします。

町民の皆さん、議員の皆さん、並びに関係機関・団体の皆さんのご指導とご協力を心からお願い申し上げ、令和3 年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（佐々木康宏君） 以上で行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第6 諮問第1号

○議長（佐々木康宏君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

この案件は人事案件であり、意見のまとめは適任、不適任の議決でありますので、この点を配慮の上、対応していただきたいと思います。

諮問第1号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任の意見といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

◎日程第7 同意第1号ないし日程第10 同意第4号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りいたします。

日程第7、同意第1号から日程第10、同意第4号まで、北竜町表彰条例に基づく表彰についての同意案件でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、同意第1号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、日程第8、同意第2号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、日程第9、同意第3号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、日程第10、同意第4号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、以上4件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第1号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

同意第2号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

同意第3号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

同意第4号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

同意第1号から同意第4号まで、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

同意第2号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

同意第3号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

同意第4号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第 1 1 議案第 3 号

○議長（佐々木康宏君） 日程第 1 1、議案第 3 号 北竜町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 3 号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 3 号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

議案第 3 号 北竜町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案どおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 4 号

○議長（佐々木康宏君） 日程第 1 2、議案第 4 号 北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 4 号について、質疑があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 4 号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 北竜町議会議員及び北竜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案どおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長(佐々木康宏君) 日程第13、議案第5号 北空知衛生施設組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第5号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 北空知衛生施設組合理約の一部を変更する規約については、原案どおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号ないし日程第21 議案第13号

○議長(佐々木康宏君) 日程についてお諮りいたします。

日程第14、議案第6号から日程第21、議案第13号まで、令和2年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第6号 令和2年度北竜町一般会計補正予算(第14号)について、日程第15、議案第7号 令和2年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、日程第16、議案第8号 令和2年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第4号)について、日程第17、議案第9号 令和2年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、日程第18、議案第10号 令和2年度北竜町介護

保険特別会計補正予算（第３号）について、日程第１９、議案第１１号 令和２年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第６号）について、日程第２０、議案第１２号 令和２年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第４号）について、日程第２１、議案第１３号 令和２年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第５号）について、以上８件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

- 副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）
 - 議長（佐々木康宏君） 続木総務課長。
 - 総務課長（続木敬子君） （説明、記載省略）
 - 議長（佐々木康宏君） 中断してください。
- 午後１時１５分まで休憩いたします。

休憩 午前１１時４６分

再開 午後 １時１２分

- 議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 補正予算説明、続けます。

続木総務課長。

- 総務課長（続木敬子君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 東海林住民課長。
- 住民課長（東海林孝行君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 東海林住民課長。
- 住民課長（東海林孝行君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 東海林住民課長。
- 住民課長（東海林孝行君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 東海林住民課長。
- 住民課長（東海林孝行君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 森永楽園園長。
- 永楽園長（森 能則君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。
- 建設課長（奥田正章君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。
- 建設課長（奥田正章君） （説明、記載省略）
- 議長（佐々木康宏君） では、２時４０分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第6号から議案第13号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第6号について、質疑があれば発言を願います。

3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 一般会計の補正の6から7ページ、地方債補正なのですが、ちょっと自分の中で分かりづらいというか、今回過疎債の再配分ということで減額または皆減されている部分が結構出てきています。事業が行えなくて過疎債を当てにしたやつを使わなくてもよくなって皆減した部分というのがあるのは分かるのですが、再配分で減額なりゼロになった部分というのは当初の予定では過疎債になるやつがなかったという理解でいいのか、減額した部分はどうやって補っているのかという部分がちょっと分かりづらいので、お願いしたいのですが。

○議長（佐々木康宏君） 高橋総務課主幹。

○総務課主幹（高橋克嘉君） 今の北島議員から質疑のあった件についてお答えいたします。

今回総務課長のほうから過疎債ソフト事業の配分の精査の減少によるものという説明があったと思うのですが、当初過疎債の申請に当たっては8,620万ほどのお金を要望として上げておりました。ですが、国の中で地方債計画ということで国の貸付けできる総額というのが決まっておりますから、市町村の要望が多過ぎて今回満度に配分されなかったということで、まず4,310万円分が要望から落とされたという状況であります。その財源をどうやって振り替えたかということですが、基本的には今回介護保険特別会計の繰出金の減少だとか、あと事業の執行残による減少だとか、そういった部分でかなり一般財源の余剰が生まれたということもありますし、その辺で一部一般財源に振り替えた部分と、あとふるさと応援基金の繰入金に振り替えたというようなことで対応したということであります。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 過疎債、結構よく町長が過疎債有利ですよということで申される部分があるのですが、上限があるということで、次年度予算についてもそうだと思うのですが、過疎債結構頼っている部分がうちの町は多いのかなと思うのですが、その中で実際開けてみると配分で蹴られてしまうというのが、あまりこういうのは何年間か補正を見ている中でなかったもので、今回特に多いなのもあったので、コロナの関係でいろいろ来ている分もあって蹴られているのかなというの少し思っていたのですが、現状的にはどうなのでしょう。上限というか、地方にそれぞれに当たるあ

る程度の枠はあるという中で、その枠というのはそんなに変わっていないのでしょうか、それともやっぱり年々枠はなかなか取りづらくなっているというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

○議長（佐々木康宏君） 高橋総務課主幹。

○総務課主幹（高橋克嘉君） 過疎債の配分額につきましては、自治体ごとに前年度の交付税の算定に使われる基準財政需要額という数字があるのですが、そういったものとか、あと財政力指数に応じて限度額というのが決まっております。本町でいくと、先ほど申しました8,620万というのが令和2年度の本町の貸付けの限度額ということになるのですが、あくまでもそれは自治体が要望できる限度額であって、あとは国の先ほど言った全体額の枠の中での配分ということになるので、それについて年々状況は異なります。令和2年度については、光ファイバーの整備の分で過疎債が当たっておりますので、その配分に大部分が行ってしまったということもあって特に2年度は厳しい状況ということです。令和元年度であれば、70%分ぐらいが配分されているという状況でありまして、当初予算の編成段階からそういった配分の減少も見込んで予算を組んでいますので、一応想定内ということなのです。一応満度に予算見ておかないと要望上げれないものですから、当初予算の中では満度に見て、実績によって減少が起きれば、財源振り替えも想定した上で財政のやりくりはしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 地方債補正の件なのですが、その中で高度無線環境整備推進事業債ということで今回事業確定により減額補正されていますけれども、この中身というのはあくまでも光ファイバーの町内敷設が主、そのみなののでしょうか、まずその点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 高橋総務課主幹。

○総務課主幹（高橋克嘉君） 事業費の内訳につきましては、総額が1億何がしとかというのがあるのですが、一応NTT負担とか町負担分とか国の補助金とかというのが入っているのですが、事業の内容については基本的には敷設する工事費、あとその工事費を積算するための設計費というのが入っておりまして、基本的にはその事前の設計費については起債対象外ですよということで、今回要望上げた段階で対象外にしないということで道のほうから指示をされて、その分を今回減額補正したということであります。

○議長（佐々木康宏君） 5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 今回については敷設に関してということで、先ほど議決済みでありますけれども、過疎地域自立促進市町村計画の中でこの事業に対する内容と変更理由、それぞれ書かれていました。大変すばらしい内容で、まとまった内容だったのですが、今回よく考えるというか、はっきり敷設をしたからといってこの目的は達成されるってお考えかどうか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 南波企画振興課長。

○企画振興課長兼ひまわりプロジェクト推進室長（南波 肇君） 今後の情報化社会の構築に向けてやはり高度通信網の整備というのは、この過疎自治体にあっても当然必要なことであろうというふうに考えてございます。目標を達成するというのは、今後努力をして目標を達成させるということしか今のところはちょっと言えないのですけれども、いずれにしても今後光を整備することによって今ちまたで言われております5G、携帯の通信網なども早急に整備されてくるのかなという期待もしてございますし、そういうものがスマート農業の振興ですとか、あるいは子供たち今GIGAスクールとかやっていますので、そういうものにもつながっていくのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

○議長（佐々木康宏君） 5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） これから要望、意見になりますけれども、おっしゃるとおり基本これがあってこういった内容が進んでいくということでありますから、当然必要な内容ということでありますし、ただ本質的な成果というか、目的はここに書かれたことが確かなのだろうなというふうに思います。それに向けた何らかの政策を打たなければ、ただ敷設しただけでは当然何も進まない内容でありますし、仮に今それぞれ全戸回っても果たしてどのぐらいの方が加入、要するに加入するということは回線契約を結ばなくてはなりませんから、最低でも5,000円以上毎月払うことが必要なのです。だから、子供たち例えば学校ではいつもそういったものの内容を享受できても、自宅でそれがなければ何もできないという現況あります。そんな意味では何らかの対応策、確かに今一番ネックはそういった金銭的なものなのかなというふうに思いますけれども、ただこれは従前から契約されている方もいらっしゃるので、いろんな整合性を考えてお金でどうのこうのという部分ではなかなか難しいと思うので、それ以外の内容でやはり政治的な環境整備というか、そういったものが必要なだろうというふうに思います。ただ、そうはいてもなかなか現実的にはならないので、これ私も前の議会でも申し上げたのですけれども、やはり皆さんが満遍なく享受するには町内の全体的な中でのWi-Fi設備の設置が私は一番有効かなというふうに思います。いきなり全町というのは多分無理だというふうに思いますので、例えば和地区、碧水地区、美葉牛地区、その点1か所大きな、大きくもないのですが、そこそこのもののアンテナ施設を設置することによって半径1キロから2キロはその内容に入りますので、そういうものを利用すれば実際回線契約結んでいない方であってもある程度内容は享受できる、そんなことの検討も入っていくことが必要なのではないかなというふうに思いますし、こういったものを設置することによってシステム構築は必要ですけれども、防災、あるいは教育関係、さらには観光、そして福祉、保健関係、そういったものの全ての内容にこういったものに立脚した政策も打っていけるのかなというふうに思いますので、今回の予算ぱらっと見た中ではなかなか読み取れない部分がありましたので、もし今年は無理でも近い将来の中でそういったことを加味した政策を打つことを期待をして、意見ということでさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 南波企画振興課長。

○企画振興課長兼ひまわりプロジェクト推進室長（南波 肇君） 前々から小坂議員のほうからいろいろご意見等をいただいているところでもあります。今回光ファイバーを設置するに当たって幾つかの公共施設に、1キロも2キロもというのはちょっと難しいかもしれないのですが、公共施設内に無線Wi-Fiを、フリーWi-Fiですね、を使えるようにするという計画も入っております。このことは、当初コロナの影響で学校が使えない、学校に通学ができないというときにリモートで授業を行うと、もしそういうことがあったときにご家庭で通信環境がないというような方にはどちらかの施設、最寄りの施設に来てもらって学校のほうからタブレットを貸して、それでリモートの教育を行うと、そういうようなことも今後考えなければいけないのではないかというお話がありましたので、それも含めて美葉牛の研修センターですとか、集会所ですね、コミュニティーセンターだとか、研修所ですとか、そういうようなところに無線設備を設置できないかというようなことも今の計画というか、考えの中ではいろいろ、今回の光整備の計画書の中にはそういうものも盛り込んでおります。あと、ひまわりの里の無線化と、畑にも無線をということでは去年は国費を使ってやろうとしましたが、補助対象外だったということで一旦落としてしまったけれども、令和3年度そのことが実現できないか、できるかどうかを今いろいろ協議を行っているところでもございます。なかなか屋外でフリーに電波を飛ばすというのが果たしてどうなのかというのは、いろいろやっぱりちゃんと検討していかなければいけないと思っておりますので、最低限例えば公共施設内でフリーWi-Fiが使えるというような状態は今後とも広げていかなければいけないというふうに思っております。それと、それぞれの家庭環境の中で月々五、六千円程度の負担ということでもございますので、今言った例えば公共施設でフリーWi-Fiを行うことによって、ちょっと集まっていいのかどうか今分からないですが、そういうようなところでは例えば端末に通信がなくてもそういう情報が得られるとか、そこから広げていくというのが現実的かなというふうに思っております。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） 課長が今答弁したような部分の中で公共施設を中心にWi-Fiの整備のほうしていきまして、小坂議員がおっしゃいますように観光、温泉、教育または福祉というか、保健といいますか、そういうような部分とかにつながっていけばいいかなというふうに思っておりますので、今後町としての部分でも計画して検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 他の議員、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第7号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第8号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第9号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第10号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第11号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第12号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第13号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第6号から議案第13号まで、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

したがって、議案第6号 令和2年度北竜町一般会計補正予算(第14号)については、原案どおり可決されました。

議案第7号 令和2年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第8号 令和2年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第4号)については、原案どおり可決されました。

議案第9号 令和2年度北竜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第10号 令和2年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第11号 令和2年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第6号)については、原案どおり可決されました。

議案第12号 令和2年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算(第4号)については、原案どおり可決されました。

議案第13号 令和2年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第5号)については、原案どおり可決されました。

◎日程の順序変更の議決

○議長(佐々木康宏君) 日程の変更についてお諮りをいたします。

日程第22、一般質問につきましては、議会開催通知により周知済みのため、日程順序を変更し、一般質問を3月10日、明日9時半より開催することとし、日程第23以降の議案に進みたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

それでは、進みます。

◎日程第２３ 議案第１４号

○議長（佐々木康宏君） 日程第２３、議案第１４号 北竜町地域公共交通計画の策定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 南波企画振興課長。

○企画振興課長兼ひまわりプロジェクト推進室長（南波 肇君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第１４号について、質疑があれば発言を願います。

１番、中村議員。

○１番（中村尚一君） 取りあえず碧水から追分までと考えているようなのですが、雨竜町民も乗せるというような、そんな話なのですか、運行に当たっては雨竜町からの負担とかというのはあるのでしょうか。

それと、この間もちょっと全員協議会で言ったけれども、妹背牛のほうがいいのではないかという話もしたのですが、将来的には深川北竜線がどうなるか分からないということを考えて、追分に向かっていって、また深川にも向かうということになるとすごく負担が増えるのかなと思うので、そうなったときにはどうなのか、だから早めに深川北竜線を活用していったほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、その辺お願いします。

○議長（佐々木康宏君） 南波企画振興課長。

○企画振興課長兼ひまわりプロジェクト推進室長（南波 肇君） 中村議員のほうから先日の常任委員会の中でもそのようなご意見もいただいております。今のところ、その前のとき議員からも、全員協議会ですか、のときにも幾つかご意見をいただいております。また、先般開催されました北竜町公共交通の活性化協議会の中でも出席された委員の中らご意見をいただいてもございます。今回いろいろ皆さんからいただいたご意見一旦取りまとめをして、今３月の２９日に最後の協議会を開催する予定をしておりますので、そのときまでに取りまとめをして協議会の中でいただいたご意見について報告をさせていただいて、基本ここで、前にもお話ししたと思うのですが、ここで結論を出すつもりありませんので、いただいたご意見を参考に、一応バスなくなるのは来年の４月ですから、それまでの間、ちょっと期間短いですが、引き続き検討して６月には国に計画書出さなければいけないものですから、それまでには内容検討していきたいというふうに思っていますし、年度年度で計画変更もかけていけますので、そのときそのときに今言われた

ように今は追分行くけれども、例えば来年からは滝川行くとか、妹背牛行くとか、そういうことも調べば変更もできるということでありますので、そのときそのときになってしまいかもしれないのですけれども、検討していきたいと思っております。

雨竜なのですけれども、雨竜の負担金、雨竜町のほうには打診をしております、一応雨竜からも負担金はいただけると、まだ額の提示まではしていないのですけれども、一応いただける方向で今話を進めております。

○議長（佐々木康宏君） 1 番、中村議員。

○1 番（中村尚一君） 分かりました。ただ、来年4月に北竜滝川線がなくなるということで時間はそんなにないのです。例えば今の話だと、深川線がなくなったときにはまた考えてそっち行くかもしれないという話なのだけれども、雨竜から応分の負担をもらっていたときに今度こうだからそっち行くからといったときにまた雨竜も困るのかなと思うので、やっぱりあっち行ったりこっち行ったりするようなことはちょっと難しいのではないかなと思うので、早急に行くか行かないかまず決めていく必要があるのではないかなと思うので、雨竜も通ってくれたけれども、負担もしたけれども、そっち行ってしまうのと、そういうわけにいかないと思うのだ。隣近所の付き合いもあるわけだから、その辺慎重に決めなければいけないのではないかと。そのときそのときということにはならないと思うので、北竜単独でやるなら、雨竜からももらわないで乗ったら何ぼだよという話だったら状況に合わせてもやりやすいかもしれないけれどもというのはあるので、慎重に考えてほしいなと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 町長または副町長、どうですか。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） ご意見としてお伺いしまして、慎重に検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 6 番、松永議員。

○6 番（松永 毅君） せっかくの機会なので、一言だけ付け加えさせていただきたいと思います。

なぜこういう質問するかというと、今朝から町長の執行方針の中の令和3年の行政報告、これは二、三行しか書いていないのです。これだけの素案をいつ出したかということ、3月、そういうふうな資料になっています。3月になって今日で10日もたっていないのに、何で町長の施政方針をもう少し詳しく書いてあげなかったのかなと。これは、ただ聞いているほうでそう思ったので、町理事者はどういうふうに思っているかは分かりませんが、そういうふうな考え方。

それで、本題に戻りますが、例えば素案の81、82、特に今何回も言ったのは82ページの目標の2番目、国民のほとんどの方が知っているかと思うのですが、改めてここでも言わせていただきます。和方面は、全部ハイヤーで対応します。ところが、共栄から美葉牛、碧水、岩村についてもバス停まで歩いてと、こういうふうな言い方になっていますか

ら、それでは不公平だろうと。その不公平感をなくすためには、町長も社会福祉関係で常に言っているように聞こえますので、それを含めるともう少し右左の差別のないような、こんなことをしていただきたいし、ここしばらく近隣町村も含めまして新聞なんかに出ています、この改革については一生懸命やっている、何で北竜だけが遅れるのか、そんな経費かかることでもない、そんなことと何で言うかという、北竜は旭川方面の陸運局の中での料金配分、雨竜は札幌になっているか旭川になっているか、恐らく料金はどちらかの陸運局の権限でやるはず。そこら辺確認します。

以上です。

○議長（佐々木康宏君）　まず、料金確認だけ。

南波課長。

（何事か声あり）

○議長（佐々木康宏君）　休憩します。

休憩　午後　３時１９分

再開　午後　３時２５分

○議長（佐々木康宏君）　会議を再開いたします。

他の議員、質疑を、発言があればお願いをします。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）　討論を終わります。

採決をいたします。

議案第１４号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１４号　北竜町地域公共交通計画の策定については、原案どおり可決されました。

◎日程第２４　議案第１５号

○議長（佐々木康宏君）　日程第２４、議案第１５号　北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君）　（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 東海林住民課長。

○住民課長（東海林孝行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第15号について、質疑があれば発言を願います。

5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） 参考までにお伺いしたいのですけれども、この計画書の概要版の一番最後にそれぞれ第1段階から第9段階まで保険料を記載してございますけれども、それぞれ今回この金額積算する上で全体概要つかみながらこの内容出てきたというふうに思いますけれども、各段階での人数というか、例えば全体を100とした場合、何割ずつこの部分に該当するか、今分かれば教えていただきたいですし、分からなければ後で結構ですので、どういった割合で第1段階から第9段階まで配分されているかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 東海林課長。

○住民課長（東海林孝行君） 申し訳ありません。手持ちの資料ちょっと今下に置いてきているものですから、後ほど確認をして回答させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） ほかに質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第15号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定については、原案どおり可決されました。

ここで3時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時48分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず最初に、先ほどの説明を、東海林住民課長。

○住民課長（東海林孝行君） すみません。先ほどの休憩前の小坂議員の質問の中で介護

保険料の算定に当たっての質問ございました件につきまして、介護計画の案の分厚いほうの冊子の65ページ以降に介護保険料の算定ということで記載がございました。申し訳ございません。その中で66ページをお開きいただきますと、その中で下段に所得段階別の被保険者数の推計ということで書いてございます。令和3年度以降の第1段階から第9段階までの段階ごとの被保険者数の推移ということで記載がございます。1ページ戻りますけれども、65ページに給付費の見込み、また地域支援事業費の見込みということで、こちらも事業費に関して令和3年度以降の推計を掲載をさせていただいております。66ページ上段、保険料収納必要額の見込みというものも含めまして、これらの資料というか、こういった状況を加味した上で67ページに保険料基準額の算定ということで令和3年度から5年度、第8期については6,500円という第5段階の基準段階におきまして月額保険料を設定をさせていただいたところでございます。

○議長（佐々木康宏君） 5番、小坂議員。

○5番（小坂一行君） ありがとうございます。ここにあるとは、よく見ていませんで申し訳ない。それで、ざっと見させていただいて、金額のことは必要額に応じて計算されているので、それはいいのですけれども、この基となる1段階から2段階の構成、基本やっぱり5が一番多くなるような中でやっていくのかなというのがあるのですが、ただ所得なので、何ともし難いものがあるのですけれども、1から6の間がすごく多いのです。今見て、ほかの計算してみないと分からないのですけれども、まだいろんな算定はあります。ほかの町もっと段位を増やしている町もあったり、逆に3段階ぐらいでやっている町とかいろんなのあります。どこが一番いいのかちょっと分からないのですけれども、いい数字いただきましたので、またちょっと勉強させていただきます。

◎日程第25 議案第16号ないし日程第45 議案第35号

○議長（佐々木康宏君） 日程第25、議案第16号から日程第45、議案第35号まで、令和3年度予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第25、議案第16号 北竜町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、日程第26、議案第17号 非常勤職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について、日程第27、発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第28、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第29、議案第19号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、日程第30、議案第20号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第31、議案第21号 北竜町奨学資金貸付基金条例の一部改正について、日程第32、議案第22号

北竜町特別奨学資金貸付基金条例の一部改正について、日程第 33、議案第 23 号 北竜町介護保険条例の一部改正について、日程第 34、議案第 24 号 北竜町指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部改正について、日程第 35、議案第 25 号 北竜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、日程第 36、議案第 26 号 北竜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、日程第 37、議案第 27 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（サンフラワーパーク施設）、日程第 38、議案第 28 号 令和 3 年度北竜町一般会計予算について、日程第 39、議案第 29 号 令和 3 年度北竜町国民健康保険特別会計予算について、日程第 40、議案第 30 号 令和 3 年度北竜町立診療所事業特別会計予算について、日程第 41、議案第 31 号 令和 3 年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 42、議案第 32 号 令和 3 年度北竜町介護保険特別会計予算について、日程第 43、議案第 33 号 令和 3 年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について、日程第 44、議案第 34 号 令和 3 年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計予算について、日程第 45、議案第 35 号 令和 3 年度北竜町簡易水道事業会計予算について、以上 21 件一括議題といたします。

順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 休憩します。

休憩 午後 3 時 57 分

再開 午後 3 時 58 分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

失礼しました。日程第 17、発議第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、発議をお願いをいたします。

4 番、小松議員。

○4 番（小松正美君） 発議第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の改正案を地方自治法第 112 条及び北竜町議会会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出する。

提出者、北竜町議会議員、小松正美、賛成者、北竜町議会議員、中村尚一氏でございます。

次のページをお開きください。今回の条例改正につきましては、議案第 16 号 北竜町

職員等の旅費に関する条例の一部改正について及び議案第17号 非常勤職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正に準じ、議会議員におきましても行政改革の一環として実施するもので、日当、宿泊料、食卓料について現行の支給額より減額する内容でございます。

なお、資料ナンバー8として改正条例の新旧対照表を配付しておりますので、参考としてください。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 発議第1号、提案済みといたします。

◎延会の議決

○議長（佐々木康宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木康宏君） 本日はこれで延会いたします。

なお、再開は3月10日午前9時30分を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員